

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村 プラザ安曇野指定管理者募集要項【公募】

1 趣 旨

プラザ安曇野の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）及び安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例（平成 17 年安曇野市条例第 182 号。以下「設置条例」という。）の規定により、プラザ安曇野の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 対象となる施設の概要

（1）名称及び所在地

施設の種別	施設の名称	所 在 地（代表的な地番）
郷土文化保存伝習施設	プラザ安曇野	豊科南穂高 5089 番地 1

（2）設置目的

プラザ安曇野は、安曇野の豊かな自然を生かし、農業構造を再編し、生産性の高い集落農業の確立と活力ある地域づくりを目指しながら、自然教室として学童・住民に農業を親しむ機会を与えるとともに、都市との交流を促進するために設置されたものです。

（3）施設の規模等

プラザ安曇野 1 階西 ※管理範囲は別紙のとおり

区 分	内 容
① 設置年月日	昭和 63 年 7 月 28 日
② 施設の概要	木造 2 階建て 769.58 m ² のうち、 ○売店部分 207.36 m ² 、○食堂部分 123.84 m ² 、○通路 38.88 m ²
③ 会議室等	なし
④ 施設定員	定員なし
⑤ 入居団体	入居団体なし

プラザ安曇野（トイレ）

区 分	内 容
⑥ 設置年月日	昭和 63 年 7 月 28 日
⑦ 施設の概要	木造 2 階建て 769.58 m ² のうち、トイレ 51.84 m ²
⑧ 会議室等	なし
⑨ 施設定員	定員なし
⑩ 入居団体	入居団体なし

プラザ安曇野（2 階）

区 分	内 容
⑪ 設置年月日	昭和 63 年 7 月 28 日
⑫ 施設の概要	木造 2 階建て 769.58 m ² のうち、展示場・食堂 136.08 m ² 厨房外 103.68 m ²
⑬ 会議室等	なし
⑭ 施設定員	定員なし
⑮ 入居団体	入居団体なし

(4) 施設の利用状況等

後記の資料1を参照してください。

3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 管理にあたっての条件

(1) 基本方針

指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としてのプラザ安曇野の設置目的を十分理解し、利用者に快適な環境を提供するとともに、常に施設の保守点検を行うことにより最良の状態を維持して利用者の安全を確保するものとします。

なお、施設の管理運営の基本方針は次のとおりです。

- ① 関係法令を遵守すること
- ② 協定書、募集要項及び指定管理者申請書の内容に沿った管理運営を実施すること
- ③ 施設の利用に関し公平性・公正性を確保すること。
- ④ 効率的な管理運営を行い経費の節減に努めること。
- ⑤ 施設、設備及び備品類の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥ 個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ⑦ 利用者の意見、要望を管理運営に反映して利用者の満足度を高めること。
- ⑧ 関係団体との連携及び近隣住民との良好な関係を維持すること。
- ⑨ ごみの減量、省エネルギー及び二酸化炭素排出量の削減等、環境に十分配慮した管理運営を行うこと。
- ⑩ 労働環境対策（熱中症、転倒等）について、防止対策を講じること。
- ⑪ 緊急連絡先の掲示など獣害対策を心掛けること。

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとします。

なお、プラザ安曇野の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、設置目的・事業目的に適合した魅力のある施設活性化のための創造事業の企画及び実施に努めるものとします。
また、施設及び備品等の設置目的以外の許可無き使用を禁止します。

- ① プラザ安曇野の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - ・建物及び外構施設の保守点検、補修及び清掃
 - ・施設に係る経費の支払い
 - ・施設利用料金の管理
 - ・駐車場については、安曇野市豊科安曇野の里自然活用村の指定管理者と協議し、管理すること
- ② プラザ安曇野の利用の許可等に関すること。
 - ・許可申請書の受付及び許可書の交付
 - ・各種届出書の受付
 - ・利用料金の徴収、減免及び還付
 - ・利用者の応接
- ③ 利用者の安全確保に関すること。
 - ・施設所在地での地震、洪水・土砂災害等災害発生時に備え、安曇野市防災マップ及び施設周辺の地盤、地形等を確認し、利用者の安全を確保すること
 - ・防犯対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・感染症対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・その他常に利用者の安全を確保すること
- ④ 衛生管理に関すること。
 - ・施設で取り扱う食品（加工原材料含む）の衛生管理
 - ・施設で調理を行う者の衛生管理
 - ・利用者が公衆衛生に害を及ぼす行為をしないよう注意喚起すること
 - ・その他施設全般の衛生管理に関すること

⑤ プラザ安曇野の設置目的に適合する施設活性化のための創造事業の実施に関すること。

【売店・展示部分】

- ・ 農業振興・都市農村交流に資する事業の実施及び施設の活用
- ・ 施設利用促進のための広報活動の実施及びイベントの誘致
- ・ その他施設の活性化に資するための創造事業の企画及び実施

応募者は地場産品を積極的に紹介、販売する売店事業の運営等の農業振興・都市農村交流に資する活用について、具体的に提案してください。

【食堂・厨房部分】

- ・ 地域食材を使用した飲食店事業の運営
- ・ 施設利用促進のための広報活動の実施及びイベントの誘致
- ・ その他施設の活性化に資するための創造事業の企画及び実施

応募者は、食堂で提供するメニュー及びそのメニューに使用する地域食材について具体的に提案してください。

⑥ その他必要な事項

- ・ 管理業務の処理に必要な体制の整備
- ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
- ・ 事業計画書・事業報告書の作成及び提出
- ・ 管理業務に関する庶務、経理等の事務
- ・ 指定管理期間終了に伴う次期指定管理者への業務の引継

(3) 管理の基準

- ① プラザ安曇野の開館時間及び休館日は、利用者へのサービス向上の観点から指定管理者の提案により、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。また同様に、市の承認を得て変更することも可能です。
- ② プラザ安曇野の施設等の利用の許可を、設置条例に基づき、公平かつ公正に行うものとします。なお、以下のいずれかに該当する場合は、許可してはならないものとします。
 - ア 法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
 - イ 伝染病であると明らかに認められたとき。
 - ウ 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により利用することができないとき。
- ③ プラザ安曇野の管理上支障があると認められる場合は、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入館を拒否し、又は退去を命ずることができます。
- ④ 指定管理者は、安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑤ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（安曇野市個人情報保護条例（平成 18 年安曇野市条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し、市と同様の責務を有するものとし、市の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとし、ます。
- ⑥ 指定管理者は、施設活性化のための創造事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議し、市の許可を得て実施するものとします。

(4) 業務の処理体制

- ① 指定管理者は、プラザ安曇野の管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）の雇用のほか、管理業務の遂行に必要な体制を整備することとします。なお、指定管理者はプラザ安曇野の部門ごとにそれぞれ統括責任者 1 人及びこれを補佐する者 1 人を配置するものとします。ただし、一括受託の場合は統括責任者 1 人及びこれを補佐する者 1 人を配置するものとします。
- ② 必要な有資格者については、次表のとおりです。ただし、それぞれの資格を別の従事者が有している必要はありません。また、個別の管理業務を再委託する場合については、当該再委託先が所要の有資格者を擁している必要があります。

関 係 法 令	資 格 名・業 務 名
消防法、消防法施行令【共通】	防火管理者
食品衛生法【食堂部分のみ】	食品衛生責任者、食品営業許可

※なお、法令の対象となる施設においては、次のような有資格者の選任規定がありますので、関係官署への届出が必要となります。

資 格 者 名	届 出 先	根 拠 法 令
建築物環境衛生管理技術者	松本保健所生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
防火管理者	施設所在地域を所轄する松本広域消防局の各消防署	消防法
電気主任技術者	中部経済産業局	電気事業法
危険物取扱者	施設所在地域を所轄する松本広域消防局の各消防署	消防法

- ③ 指定管理者は、従事者の名簿を市に提出してください。従事者の異動を生じた場合も、同様とします。
- ④ 指定管理者は、従事者に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施してください。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に従事者を指導するとともに、必要な訓練するものとします。
- ⑤ 指定管理者は、管理業務の処理に関し、人身事故、施設等の破損事故等が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議するものとします。
- ⑥ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた従事者の災害について、すべての責任をもつものとし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとします。
- ⑦ 指定管理者及びその従事者は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項をみだりに第三者に漏らしてはなりません。指定の終了後も同様とします。
- ⑧ 指定管理者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他従業者の雇用に関する法令を遵守するものとします。

（５）その他

- ① 指定管理者は、プラザ安曇野にあらかじめ備え付けられた市所有の備品を無償で 사용할 ことができます。これら備品のほかに管理業務に必要な備品、消耗品等は指定管理者の負担で用意することとしますので、必要な額を収支計画に記載してください。なお、指定管理者がその所有に係る備品を備え付けようとする場合はあらかじめ市に報告するものとし、市の備品と指定管理者の備品の区別ができるよう必要な措置を行うものとします。
- ② 指定管理者は、施設の管理業務における予算処理に関し、経理を明確に区分するものとします。
- ③ 指定管理者は、毎年度、市の指示により事業報告書を作成し、市長に提出するものとします。
- ④ 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託することはできません。清掃、警備等、市が認める業務については、この限りではありません。
- ⑤ 指定管理者は特別に定めのある場合を除き、常に市の指示に従うものとします。
- ⑥ 指定管理者は安曇野市豊科安曇野の里自然活用村において実施される各種行事に積極的に参加することとします。
- ⑦ 指定管理者は安曇野市豊科安曇野の里自然活用村の関係者で組織される安曇野の里協議会に参加するように努めることとします。
- ⑧ 同一施設に複数の指定管理者が指定されることが想定されるため、運営上の疑義等が生じた場合は、その都度協議し決定することとします。

5 管理に要する経費

(1) 市からの指定管理料の考え方

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、施設活性化のための創造事業の収入により賄うものとします。

指定管理料の額及び支払い方法については、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書等に基づきその必要性を市が判断し、その金額を市と指定管理者が協議して決定し、双方で締結する協定で定めるものとします。

指定管理料の額は、申請書（収支計画書）に記載される額を上限として指定管理者と市とが協議した上で、毎年度の市の予算の範囲内で決定します。

なお、過去の指定管理料支払い額は後記資料 1 に示したとおりです。

指定管理者の経営努力により収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、修繕費を除き指定管理料の精算は行いません。ただし、各年度において、指定管理者に起因する事情により事業の一部が実施できなかった場合には、指定管理料の返還を求めることがあります。

(2) 指定管理料の支払い

① 支払い方法

毎会計年度（4月1日から翌年3月31日）、市は予算執行計画に基づいて支払予定額及び支払い方法を決定します。

② 精算方法

指定管理料の精算等の必要が生じた場合は、翌年度4月上旬までに調整するものとします。

③ 管理口座

施設の管理経費及び収入については、団体、法人等自体の口座とは別に、指定管理者専用の口座により管理してください。なお、これにより難い特別の事情がある場合は、市と事前に協議するものとします。

(3) 施設賠償責任保険の付保

指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合を除き、指定管理者が負うべき賠償責任については、原則として市が付保する保険の対象となりますので、指定管理者が付保する必要はありません。ただし、条例に定める指定管理者が行う業務の範囲外の事業として、施設内において指定管理者が独自の事業を実施する場合には、その運営上もたらされる賠償責任は指定管理者が負うものとします。

(4) 施設管理における火災保険の付保

市が付保するので、指定管理者は付保する必要はありません。

(5) 市への納付金

指定管理者は、市に対し次に示す金額以上の納付金を毎年度3月末日までに納めるものとし、提案額を収支計画書に記載してください。

- ・一括の場合 610,000 円（消費税込）
- ・売店のみの場合 410,000 円（消費税込）
- ・食堂のみの場合 200,000 円（消費税込）

(6) 水道光熱費等の経費について

指定管理者の負担となります。但し、電気料や水道料等、建物使用団体全体に係る経費（明確に分けられない経費）について、指定管理箇所以外を使用する団体等と按分した額で当該経費を請求するものとします。

6 指定管理者に対する監査等

(1) 実施調査等

市は、施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対し、当該業務内容又は経理状況に関して定期報告書以外に随時報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(2) 監 査

市及び監査委員並びに市議会が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る出納事務について監査を実施します。

(3) 関係帳簿の保存年限

指定管理者として作成した関係帳簿については、その帳簿閉鎖の時より5年間保存するものとします。

(4) 第三者評価の実施

市は、数値には現れないようなサービスの品質向上や指定管理者の工夫や経営努力といったものを、きめ細かく汲み取るため、また、他市町村の同規模の施設の管理状況をサービスに反映させることを目的とし、行政以外の第三者による評価の導入を検討しています。実施にあたっては事前に協議を行ないます。

7 業務の継続が困難となった場合等における措置

(1) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由（経営不振など指定管理者の自己都合によるものを含む。以下同じ。）により当該施設の適正な管理に著しい支障が生じ、業務の継続が困難となるおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告等を行ない、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合は、業務の全部又は一部の停止、さらには指定の取り消しを行いますので、指定管理者はこれに従うものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、指定取り消し等によって市に生じた損害について、市へ賠償をしなければなりません。

また、前記(1)により指定管理者の指定が取り消され、または業務の全部又は一部が停止されたことにより、指定管理者に損害が生じた場合でも、市はこの損害を賠償しません。

(3) 保証金の納付

市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の停止など指定管理者の債務不履行等に備え、指定管理者を公募により選定し、かつ指定管理者が法人格を持った団体である場合、市が協定締結に際して保証金の納付を求めることがありますので、指定管理者は異議なくこれに応じるものとします。

保証金の額は、次の①、②の額の合計額を基本とします。

① 指定管理料の3か月分に相当する額

② 納付金の3か月分に相当する額

保証金は、市が指定管理者から返還を受けるべき指定管理料及び市への損害賠償金に充てるものとし、これらを精算後、なお余剰金を生じた場合には、これを指定管理者に返金するものとします。

なお、保証金の納付に関する費用は、指定管理者の負担とします。

(4) 自然災害等による不可抗力事態の発生により業務継続が困難となった場合

自然災害等の不可抗力事態の発生、その他市又は指定管理者の両者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者が協議の上、市は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

8 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。

なお、次表に記載のない事項については、市と指定管理者の協議により解決するものとします。

リスクが生じる原因		リスク分担	
種 類	内 容 説 明	市	指定管理者
法令、税制等の変更	指定管理者が行う管理業務に及ぶ法令等の変更		○
	上記以外の法令等の変更	協 議 事 項	
金利、物価変動	金利変動、指定後のインフレ・デフレ		○
不可抗力事態	自然災害等の不可抗力事態による業務の変更、中止等	協 議 事 項	
運営資金調達	市の支払い遅延により生じた事由	○	
	指定管理者の原因により生じた事由		○
類似施設との競合	類似施設との競合による利用者減、収入減		○
需要変動	需要変動による収入減		○
運営費の膨張	指定管理者の原因による運営費の膨張		○
	想定を上回る光熱費の高騰	協 議 事 項	
施設備品の損傷	管理上の瑕疵による施設備品への損害		○
	上記以外の施設備品への損害	協 議 事 項	
債務不履行	施設設置者（市）の協定内容不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者等へ損害を与えた場合		○
	上記以外	協 議 事 項	
施設の修繕	大規模な修繕（20 万円以上のもの）	○	
	上記以外（20 万円未満のもの）		○
各種保険等への加入	施設に係る火災保険及び災害保険への加入並びに指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合に、指定管理者が負うべき賠償責任保険への加入	○	
	上記以外に指定管理者が必要と判断する保険への加入		○
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費用		○

9 事業実施状況の監視等

（１）モニタリングの実施

市が、プラザ安曇野の円滑な管理運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施する場合、指定管理者はこれに応じるものとします。モニタリングの実施に関して必要な事項については、基本協定において定めることとします。

（２）施設利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市へ報告するものとします。

10 その他の事項

市は、プラザ安曇野を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあります。この場合、指定管理者はこれに協力するものとします。

11 協定の締結等

(1) 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議し、これに基づき指定期間全体に共通した事項について、包括的な基本協定を締結します。

また、事業年度ごとに指定管理料等を定めた年度協定についても締結するものとします。

① 基本協定の主な項目

- ・ 指定期間
- ・ 管理する施設及び備品に関する事項
- ・ 指定管理者の責務に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項
- ・ 事業計画及び定期報告書の提出に関する事項
- ・ 指定の取り消しに関する事項
- ・ 利用者満足度調査に関する事項
- ・ 防犯・防災マニュアル等に関する事項
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ 事業の引継ぎに関する事項
- ・ その他必要な事項

② 年度協定の主な項目

- ・ 当該年度の事業の実施に関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 修繕費に関する事項
- ・ その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合等の措置

指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。
- ④ 議会の議決が得られなかったとき。なお、議会の議決が得られなかった場合においても、管理業務の準備のために支出した費用については、市は補償しません。

12 申請資格等

法人その他の団体（個人での申請はできません。）であって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 11 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は第 5 条第 1 項第 3 号の規定による選定若しくは指定を辞退した日から起算して 3 年を経過しない団体でないこと。
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。）で、安曇野市の常勤の特別職（教育長を除く。）の職員、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する市の委員会の委員（監査委員を含む。）若しくは市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）に該当しないものであること。
- ④ 国税及び地方税について滞納がないものであること。
- ⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたものでないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったものでないこと。
- ⑦ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア) 破産者で復権を得ない者
 - イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

- ⑧ 申請団体が法人の場合、直近の貸借対照表において、「資本の部」がマイナス（債務超過）となっていないこと。

13 申請の方法

プラザ安曇野の指定管理者に申請する者は、次により指定申請書その他の書類（以下「申請書類」という。）を市に提出してください。

(1) 申請書類の受付期間

令和 7 年 10 月 22 日（水）から令和 7 年 11 月 11 日（火）午後 5 時 15 分まで

(2) 申請書類の提出方法等

- ① 申請書類の提出方法は、持参によることとします。
② 申請書類の提出先は、安曇野市商工観光スポーツ部観光課（所在地：安曇野市役所 3 階 2 番窓口）とします。

14 提出書類

提出書類は以下のとおりです。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 申請書様式

市が指定する申請書様式により提出してください。

(2) 提出書類、添付書類

NO	概要	様式
1	公の施設の指定管理者の指定申請書	様式第 1 号
2	申請資格に関する申立書	別紙様式 1
3	管理を行う公の施設の事業計画書一式（収支計画書を含む） ※収支計画書に用いる消費税率は 10%（軽減税率が適用されるものを除く）としてください。	別記様式 2～7、11 ※別紙様式 8 はグループでの申請時のみ
4	法人の履歴事項証明書（申請団体が法人の場合に限る）又は代表者の市が発行する身分証明書（申請団体が非法人の場合に限る）	発行機関で取得
5	定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類	任意
6	申請資格に関する申立書申請書等に押印した印鑑の印鑑登録証明書	所定様式
7	納税証明書 ※（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）ただし、団体に納税義務がない場合は、その旨を「申請資格に関する申立書」に記載してください。 ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号その 3 の 3） イ 都道府県税に関わる納税証明書（都道府県税全体に未納がないことの証明書） ウ 市町村税に関わる納税証明書（市町村税全体に未納がないことの証明書）	発行機関で取得 ア 税務署 イ 都道府県担当部署 ウ 市町村担当部署
8	申請日の属する事業年度の前 3 事業年度の団体の決算書等（貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告等）または団体の経営状況が説明できる書類 ※連結納税を適用している場合は連結決算書も添付してください。	任意
9	団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書	任意
10	団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類	任意

NO	概要	様式
11	その他市長が定める必要な書類	

(3) 提出部数

正本1部及び副本10部とし、ファイルまたはつづり紐等により綴じてください。

また、全体のページ番号を記入してください。

提出書類の綴り順は、14(2) 提出書類、添付書類のとおりとします。

15 現地説明会の開催

プラザ安曇野の概要、管理業務の内容等について説明を行うため、次により現地説明会を開催します。

① 日 時 令和7年10月30日(木) 午前9時から

② 場 所 安曇野市豊科南穂高5089番地1 プラザ安曇野

③ 申込方法 令和7年10月29日(水)午後5時までに、現地説明会参加申込書(指定管理者申請書別記様式10)により、ファクシミリ又は電子メールにて「19 問合せ先」まで申し込んでください。

16 申請にあたっての留意事項

① 申請書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を指示することがあります。

② 申請書類及び追加資料は、返却しません。

③ 申請書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき、公開することがあります。

④ 受付期間の終了後における申請書類及び追加資料の再提出又は差替えは認めません。ただし、指定管理者審査委員会が認めた場合はこの限りではありません。

⑤ 申請書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて申請団体の負担とします。

⑥ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届け(様式任意)を提出してください。

⑦ 申請書類の提出をもって、応募者は本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

⑧ 複数の応募者があった場合のプレゼンテーションの順番等選定事務に関することは、その一切を市が決定しますので応募者はこれに従うこととします。

⑨ 本募集要項に対する質問は、令和7年10月31(金)日午後5時までにファクシミリ又は電子メールにより「19 問合せ先」にて受付けます。(来庁、電話等では受付けません。) 質問があった場合のみ質問及び回答を本市ホームページに掲載します。

17 選定手続

(1) 選定方法

申請団体から提出された申請書類の審査及び申請団体からのプレゼンテーション(事業計画等の説明)などにより、識見者により構成される指定管理者審査委員会の評価結果を踏まえ、市が指定管理者の候補者(以下「候補者という。」)を決定し、議会の議決を経て指定します。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等詳細については別途通知します。

(2) 選定基準等

指定管理者審査委員会において、別紙評価項目配点表に掲げる選定基準に基づき、総合的な視点で審査を行います。

(3) 選定結果の通知、公表

選定結果については申請団体に対して書面で通知します。また、市のホームページなどで公表します。

18 指定管理者の指定等

候補者をプラザ安曇野の指定管理者としたい旨の議案を令和7年12月開催予定の安曇野市議会定例会に上程し、その議決を経て指定管理者として指定します。

19 問合せ先及び申請書類の提出先

安曇野市 商工観光スポーツ部 観光課 観光施設担当 担当者氏名 中嶋 亮太

[所在地] 〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

[電話番号] 0263-71-2055 (内線 3115、3116)

[ファクシミリ] 0263-72-1340

[電子メールアドレス] kankokoryu@city.azumino.nagano.jp

○安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例

平成17年10月 1 日条例第182号

改正

平成18年 3 月27日条例第35号

平成20年12月25日条例第45号

平成23年12月26日条例第21号

平成24年 9 月28日条例第26号

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、安曇野の豊かな自然を生かし、農業構造を再編し、生産性の高い集落農業の確立と活力ある地域づくりを目指しながら、自然教室として学童・住民に農業に親しむ機会を与えるとともに、都市との交流を促進するため、安曇野市豊科安曇野の里自然活用村（以下「安曇野の里」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 安曇野の里の各施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設の種別	名称	位置
自然景観保全施設	憩いの池	安曇野市豊科南穂高4981番地 4
自然活用施設連絡路	遊歩道	// 4981番地 4
山菜採取園地	わさび田広場	// 5088番地 1
特産民芸品加工展示施設	あづみ野ガラス工房	// 5076番地17
農林漁業体験実習館	ビレッジ安曇野	// 6780番地
郷土文化保存伝習施設	プラザ安曇野	// 5089番地 1
特産民芸品加工展示施設	あづみ野第2ガラス工房	// 5076番地 4

(指定管理者による管理)

第3条 安曇野の里（憩いの池及び遊歩道を除く。以下次項、次条、第5条及び第7条において同じ。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、安曇野の里の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 安曇野の里及び附属設備の維持管理に関する業務

(2) 安曇野の里の運營業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(安曇野の里の収入)

第5条 第2条に定める施設のうち、ビレッジ安曇野及びプラザ安曇野の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及び当該施設の設置目的の範囲内において行う事業活動により生ずる収入(以下「事業収入」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の規定で指定管理者に収受させた利用料金及び事業収入の総額が安曇野の里の管理等に要した経費の総額に比して過大であると認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合においては、当該収益等の一部を市に納付させることができる。

(利用料金)

第6条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額とする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、公益その他特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(費用の負担)

第7条 安曇野の里の管理等に要する経費は、指定管理者の負担とする。ただし、当該施設に係る大規模な改修、修繕及び備品の整備、補充等に要する費用は含まないものとする。

(損害賠償等)

第8条 利用者は、故意又は重大な過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊科町安曇野の里自然活用村施設の設置及び管理に関する条例(昭和62年豊科町条例第1号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の(中略)安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設

条例（中略）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 改正前の（中略）安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例（中略）の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料又は利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。
（準備行為）

- 4 この条例による改正後の（中略）安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例（中略）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成20年12月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第21号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第26号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

別表（第6条関係）

ビレッジ安曇野利用料金

区分		単位	利用料金
客室		1泊1人	10,000円
大広間		1時間	4,000円
研修室		1時間	4,000円
和室		1時間	4,000円
会議室		1時間	3,000円
打合せ室		1時間	2,000円
客室		1時間	2,000円
入浴	大人（中学生以上）	1人	700円
	小人（小学生）	1人	400円

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例（平成17年安曇野市条例第182号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設（次条において「安曇野の里」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 安曇野の里を利用しようとする者は、口頭又はその他の方法により条例第3条の規定により安曇野の里の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に申し込むものとする。

(利用料金の減免)

第3条 条例第6条第2項に規定する公益その他必要があると認めたときとは、次に掲げる場合をいい、その利用料金の減免額は、指定管理者が定めた利用料金の額に、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(1) 国、県及び地方公共団体が利用するとき 100分の100以内

(2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めたとき その都度指定管理者が定める率

2 条例第6条第2項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の減免を認めるときは、減免する利用料金の額を通知しなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長と指定管理者が協議して定める。

附 則

この規則は、平成18年 9 月 1 日から施行する。

「施設利用状況（1階西・売店部分）」の直近3年度の利用状況等

1 施設の利用状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
利用 人数	直売所利用人数	11,459人	9,530人	10,897人	10,628.7人
	食堂利用人数（参考）	11,584人	6,573人	7,047人	8,401.3人
		0人	0人	0人	0.0人
	合計	23,043人	16,103人	17,944人	19,030.0人
	増減率		69.9%	111.4%	
開館日数		313日	287日	310日	303.3日
利用料金収入額		16,765,869円	14,941,783円	13,612,406円	15,106,686.0円

2 燃料費用

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
灯油	金額	-	-	-	
	増減率				
ガソリン	金額	-	-	-	
	増減率				
軽油	金額	-	-	-	
	増減率				

3 光熱水費

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
電気	金額	1,090,458円	649,077円	688,428円	809,321.0円
	増減率		59.5%	106.1%	
上下水道	金額	14,636円	28,454円	62,279円	35,123.0円
	増減率		194.4%	218.9%	
ガス	金額	-	-	-	
	増減率				

4 修繕工事の実施状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
費用		60,000円	40,000円	20,000円	40,000.0円
主な内容		ロールスクリーン 交換、電飾修繕等	建具修繕、電飾修 繕等	電飾修繕等	

5 指定管理料の支払状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
指定管理料		600,000円	600,000円	768,000円	656,000.0円

「施設利用状況(1階西・食堂部分)」の直近3年度の利用状況等

1 施設の利用状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
利用 人数		11,459人	9,530人	10,897人	10,628.7人
		11,584人	6,573人	7,047人	8,401.3人
		0人	0人	0人	0.0人
	合計	23,043人	16,103人	17,944人	19,030.0人
	増減率		69.9%	111.4%	
開館日数		306日	285日	264日	285.0日
利用料金収入額		11,040,421円	6,827,128円	6,665,809円	8,177,786.0円

2 燃料費用

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
灯油	金額	-	-	-	
	増減率				
ガソリン	金額	-	-	-	
	増減率				
軽油	金額	-	-	-	
	増減率				

3 光熱水費

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
電気	金額	668,346円	397,822円	421,939円	496,035.7円
	増減率		59.5%	106.1%	
上下水道	金額	131,727円	256,084円	560,515円	316,108.7円
	増減率		194.4%	218.9%	
ガス	金額	283,278円	240,400円	267,036円	263,571.3円
	増減率		84.9%	111.1%	

4 修繕工事の実施状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
費用		0円	0円	0円	0.0円
主な内容		売店部分と同一	売店部分と同一	売店部分と同一	

5 指定管理料の支払状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
指定管理料		売店部分と同一	売店部分と同一	売店部分と同一	

「施設利用状況（トイレ）」の直近3年度の利用状況等

1 施設の利用状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
	利用人数	0人	0人	0人	0.0人
	合計	0人	0人	0人	0.0人
	増減率				
開館日数		0日	0日	0日	0.0日
利用料金収入額		0円	0円	0円	0.0円

2 燃料費用

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
灯油	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				
ガソリン	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				
軽油	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				

3 光熱水費

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
電気	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				
上下水道	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				
ガス	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				

4 修繕工事の実施状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
費用		0円	105,344円	119,680円	75,008.0円
主な内容			便座修繕、換気扇修繕等	換気扇交換等	

5 指定管理料の支払状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
指定管理料		2,000,000円	2,100,000円	2,100,000円	2,066,666.7円

「施設利用状況（2階）」の直近3年度の利用状況等

1 施設の利用状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
	利用人数	12,897人	7,877人	0人	6,924.7人
	合計	12,897人	7,877人	0人	6,924.7人
	増減率		61.1%	0.0%	
開館日数		305日	157日	0日	154.0日
利用料金収入額		18,274,775円	12,288,778円	0円	10,187,851.0円

2 燃料費用

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
灯油	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				
ガソリン	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				
軽油	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				

3 光熱水費

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
電気	金額	687,153円	520,674円	173,136円	460,321.0円
	増減率		75.8%	33.3%	
上下水道	金額	235,535円	265,655円	240,547円	247,245.7円
	増減率		112.8%	90.5%	
ガス	金額	147,540円	62,320円	0円	69,953.3円
	増減率		42.2%	0.0%	

4 修繕工事の実施状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
費用		0円	82,273円	97,000円	59,757.7円
主な内容			建物設備修繕	設備修繕	

5 指定管理料の支払状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
指定管理料		0円	1,500,000円	0円	500,000.0円

安曇野市指定管理者選定評価項目配点表【公募】

＜施設名：プラザ安曇野＞

項目	配点
1 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであるか	30
① 管理運営を行うにあたっての基本方針が、施設の設置目的に適合しているか	5
② 指定管理者の指定を申請した理由に意欲や熱意、責任が感じられるか	5
③ 利用者等の要望把握と実現策が練られているか	5
④ 利用者の利用上におけるトラブルの未然防止と対処方法が十分検討されているか	5
⑤ 個人情報保護の対策は適正か	5
⑥ 情報公開を積極的に行う姿勢がみられるか	5
2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	20
① 施設の開館（利用）時間及び利用料金の設定は、利用者の利便性を考慮しているか	5
② 施設の効用を高めるための地域との連携や他団体との連携について具体的に提案されているか	5
③ 施設の設置目的に相応しい施設活性化のための創造事業が計画されているか。 また、その収支計画の内容は実現性があるものか	5
④ 施設の現状に対する認識が正しくされ、かつ、将来展望に期待が持てるものとなっているか	5
3 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	50
① 現在のサービス水準を確保しているものであり、かつ、さらに向上が図れるものであるか	10
② 管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか	10
③ 収支計画は適正なものか	
ア) 過大な収入（利用者数増や他収入など）を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか	10
イ) 事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか	10
ウ) 不当又は不適當に経費を抑えていないか	10
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか	50
〔人的能力〕	
① 組織体制が効率的かつ適切なものであり、責任体制が明確にされているか	5
② 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。また、労働条件は適切か。	5
③ 事業実行のために必要な有資格者（経験者）が確保されているか	5
④ 防犯、防災、衛生管理及び感染症などへの対応について十分検討され、確保されているか	5
⑤ 緊急時における連絡系統が明確にされているか	5
⑥ 個人情報保護や利用者への接遇などの職員研修計画が適切なものとなっているか。 また、法令遵守についての考え方や実施体制は適切か	5
〔物的能力〕	
① 安定した運営ができる財務状況であるか	5
② 必要な機材等は確保されているか	5
③ 類似施設の管理実績があるか	5
④ 一部業務を再委託する場合、委託の内容は適切か	5
5 地域貢献に積極的に取り組む姿勢が見られるか	30
① 地域住民を積極的に雇用する姿勢が見られるか	10
② 従業者の労働条件に対する考え方は適切か	5
③ 地域貢献活動に取り組む姿勢が見られるか	5
④ 安曇野市における本店、支店及びその他事業所等の設置状況	5
⑤ 地域経済との連携に配慮しているか	5
合計	180点満点